

大 個 審 答 申 第 2 2 号
平成 1 9 年 3 月 3 0 日

公立大学法人 大阪市立大学
理事長 金 児 曉 嗣 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 中 川 喜代子

大阪市個人情報保護条例第 4 3 条に基づく不服
申立てについて（答申）

平成 1 6 年 6 月 1 7 日付け大市大法第 2 3 1 号をもって諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 1 6 年 3 月 2 2 日付け大市大法第 6 5 号により行った開示決定について、別紙に掲げる各文書を特定したことは妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 1 6 年 3 月 8 日、大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 1 7 年大阪市条例第 4 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 1 9 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「2 0 0 4 年度大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）入試に際して作成又は取得された公文書にある私に関する情報」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 開示決定

実施機関は、本件請求に係る個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）が記録されている公文書として、「請求者に係る、書類チェック表、入学願書、写真票、入学検定料整理票、卒業証明書、成績証明書、志望理由書、自己評価書、成績申告書、公的資格や特技を証明する書類、2 段階選抜判定資料、第 2 次選抜試験合否判定資料」（以下「本件各文書」という。）を特定した上で、旧条例第 2 0 条第 1 項に基づき、平成 1 6 年 3 月 2 2 日付け大市大法第 6 5 号により開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。（なお、本件請求に対しては、併せて「第 2 次試験小論文答案」も特定され、同日付け大市大法第 6 6 号により部分開示決定がなされている。）

3 異議申立て

異議申立人は、平成 1 6 年 4 月 2 2 日、本件決定について、本件保有個人情報に係る本件各文書の特定を不服として、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

4 実施機関から公立大学法人大阪市立大学への本件保有個人情報の引継ぎ

平成 1 8 年 4 月 1 日に公立大学法人大阪市立大学が成立したことに伴い、本件保有個人情報は実施機関から同公立大学法人に引き継がれた。

これに伴い、本件保有個人情報について、平成18年4月1日前に大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）の規定によってされた処分、手続その他の行為は、条例附則第10項及び第11項の規定により、公立大学法人大阪市立大学が行い又は当該公立大学法人に対して行われたものとみなされることになる。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成16年度大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）【3年標準型】の入学選抜は、適正試験の得点、出願書類を基礎に算出した「その他要素」の得点及び小論文試験の得点を基に行われたものである。

このうち「その他要素」の配点は、多様な人材の確保を目的として設けられたものであり、出願書類を基に、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動の経験、公的資格・特技であって、本専攻での学習や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などを総合的に考慮して評価することとされており、本学では複数の採点者の合議により決定された。

平成16年度大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項（以下「本件募集要項」という。）によると、「その他要素」の評価の基礎となる書類として、「入学願書、成績証明書、志望理由書、自己評価書、成績申告書、語学能力を証明する書類、公的資格や特技を証明する書類」が明記されており、異議申立人から語学能力を証明する書類は提出されていなかったことから、実施機関は本件保有個人情報として本件各文書を特定し、開示したものであり、本件募集要項に照らしても他に文書が存在しないことは明らかである。

- 2 「その他要素」の採点は、複数の採点者の合議により行われているため、採点の過程において、集計の必要等からメモをとることがあったとしても、当該メモは「その他要素」欄に得点を記載した後に逐次廃棄される性質のものであり、保有個人情報に該当せず、現に存在しない。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 「大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）第2次選抜試験【3年標準型】受験者合否判定資料」名文書中「その他要素」欄記載数値の算出に係る公文書に記載された私に関する情報の開示を求める。
- 2 理由説明書のうち、「その他要素」に関する配点を、「複数の採点者の合議により決定していた」という点、「集計の必要等」から作成された文書が、「メモ」であり、保有個人情報に該当しないという点は、不知。

以上のように、事実関係に疑問があるので、個人情報保護審議会による厳正な調査を求めるものである。

第5 審議会の判断

- 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件保有個人情報等について

本件保有個人情報は、「2004年度大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）入試に際して作成又は取得された公文書にある私に関する情報」であり、実施機関は当該保有個人情報が記録されている公文書として、別紙に掲げる本件各文書を特定した。

上記のうち、別紙2ないし10の各文書は本件募集要項に基づき異議申立人から提出された出願書類であり、別紙1、11及び12の各文書は出願書類の確認や採点結果、順位の管理等のために実施機関が作成した文書である。なお、語学能力を証明する書類（任意）が提出されていないことについては、実施機関及び異議申立人の双方に争いが無い。

また、別紙12の大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）第2次選抜試験【3年標準型】合否判定資料（以下「第2次選抜試験合否判定資料」という。）は、通番号、センター順位、受験番号、センター成績、小論文（各設問の得点及び小計）、その他要素、（第2次選抜試験成績の）合計、（第2次選抜試験成績及びセンター成績の）総合計、順位、合否、各種区分（既修者、社会人、男女、併願、他学部。以下同じ）の各欄から構成されているが、異議申立人は、第2次選抜試験合否判定資料の「その他要素」欄記載数値の算出に係る公文書についても特定し、開示すべきであると主張している。

3 争点

実施機関は、本件保有個人情報として本件各文書を特定した上で、本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件保有個人情報として「大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）第2次選抜試験【3年標準型】受験者合否判定資料」中「その他要素」欄記載数値の算出に係る公文書を特定し、開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件保有個人情報として、本件各文書のみを特定したことの妥当性であり、異議申立人の主張する「その他要素」欄記載数値の算出に係る公文書の存否である。

4 本件保有個人情報の特定について

(1) 「その他要素」の配点及び採点方法等について

本件募集要項によると、「その他要素」は、出願書類のうち、入学願書、成績証明書、志望理由書、自己評価書、成績申告書、語学能力を証明する書類（任意）及び公的資格や特技を証明する書類（任意）に基づき評価するとしている。これは第3.1において述べているとおり、多様な人材を確保する目的から、社会人としての経験などを総合的に考慮して評価する趣旨であり、異議申立人に係る「その他要素」の得点については語学能力を証明する書類が提出されていなかったことから、別紙2、6ないし10に掲げる各文書を基に、複数の採点者の合議により決定されたとのことであつた。

さらに、採点方法について本審議会が実施機関に確認したところによると、成績証明書、成績申告書及び語学能力を証明する書類については、あらかじめ採点者の申し合わせにより決定した客観的な基準に従って採点を行い、前記を除く志望理由書等については、3名の採点者がそれぞれに採点して「得点メモ」を作成し、その平均点を受験者の得点としているとのことであり、各採点者の採点結果に大きな差が生じた場合は、再度3名で検証する等必要な調整を行うとのことであつた。さらに、上記の「得点メモ」を基に集計用の「記入シート」を作成し、集計等の上、得点が決定され、当該得点を別紙12の第2次選抜試験合否判定資料の「その他要素」欄に転記した後、「得点メモ」及び「記入シート」

については、採点を効率的に行うために作成した手控えに過ぎないことから廃棄しているとのことであり、現に存在しないとのことであった。

なお、様式を確認したところ、「得点メモ」と「記入シート」は、同一の様式であり、あらかじめ、センター順位、受験番号、氏名、センター成績及び各種区分が記載されている。実施機関によると、1部を「記入シート」として使用するとともに、受験番号の誤記等を防止する目的から、当該様式を「得点メモ」として、便宜的に使用しているとのことであった。

(2) 「得点メモ」及び「記入シート」の条例第2条第3号該当性について

「保有個人情報」とは、条例第2条第3号において、「実施機関の職員…が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大阪市情報公開条例（平成13年度大阪市条例第3号）第2条第2項に規定する公文書…をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。」と規定している。ここでいう「公文書」とは、大阪市情報公開条例第2条第2項に規定するとおり、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書…であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」（組織共用文書）であり、職員が自己の執務の便宜のために保有する覚え書や資料、職員の個人的な検討段階にとどまる起案のための草稿、課題等の整理資料、参考となる事項のメモ書等はこれに該当しないことから、これら個人的なメモ書等に記録されている個人情報は、「保有個人情報」に該当しないと解される。

以上を踏まえて、上記各文書の条例第2条第3号該当性について検討すると、「得点メモ」は、様式こそ統一されているものの記載の内容は各採点者の裁量に委ねられていることからすれば、各採点者の手控えとしての個人的なメモであると言え、それ自体に組織的な検討を加えたこともなく、実施機関における組織的な共用を予定したものではないと解される。

また、実施機関によると、「記入シート」についても、採点の過程において、採点を効率的に行うために作成したメモであり、最終的な集計や誤記等のチェックを完了した後は保存しておく必要のないものであるとの認識から、「得点メモ」とともに廃棄しているとのことであったので、組織的な共用の実態がないものと認めざるを得ない。

よって、上記各文書が事実として存在しない以上、本件保有個人情報としてこれらを特定することはできないから、実施機関が、本件保有個人情報として本件各文書のみを特定したことは妥当である。

(3) その他

本審議会としては、そもそも入学試験は、各大学の責任で独自の方針により行われる面が大きく、各大学の裁量に委ねられる部分も多いと認識しているが、受験者にとって入学試験の合否が重要であることを考慮すれば、試験の結果や採点の過程に対して受験者本人が強い関心を有することはもっともであり、実施機関においては、今後とも、受験者への十分な説明や情報提供等に努められるよう希望する。

5 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

別 紙

- 1 平成16年度大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)書類チェック表
- 2 平成16年度大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)入学願書(法科大学院適正試験成績カードを含む。)
- 3 平成16年度大学院法学研究科法曹養成専攻写真票
- 4 入学検定料整理票
- 5 卒業証明書(退学証明書を含む。)
- 6 成績証明書
- 7 志望理由書
- 8 自己評価書
- 9 成績申告書
- 10 公的資格や特技を証明する書類(行政書士試験合格証)
- 11 大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)入学者選抜試験2段階選抜判定資料【3年標準型】
- 12 大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)第2次選抜試験【3年標準型】合否判定資料